

宇宙開発戦略本部の後援等名義の使用及び宇宙開発担当大臣の
賞状等の交付について(案)

宇宙開発戦略本部は、求めに応じて宇宙開発戦略本部の後援等名義の使用を承認すること及び宇宙開発担当大臣の賞状等を交付することにより、宇宙開発利用の推進を図ることとする。

このため、宇宙開発戦略本部の後援等名義の使用及び宇宙開発担当大臣の賞状等の交付の承認に関し必要な事項は、本部長が定める。